華誠の法務ニュースレター

2023 年 10 月　第 36 号

華誠の動向

華誠、『知的財産権管理』IP STARS 2023 年度ランキングに再びランクイン

法律の動向

全国人民代表大会常務委員会にて民事訴訟法改正の決定等の法律が通過

知的財産権

国家知識産権局が「知的財産権行政保護技術調査官管理弁法」を公布

会社商事

商務部が「商業フランチャイズ経営届出管理弁法」の改正について意見募集

インターネットセキュリティとデータコンプライアンス

情報安全標準化委が「生成型人工知能サービス安全基本要求」について意見募集

競争と独占禁止

市場監督管理総局が「事業者結合独占禁止コンプライアンスガイドライン」を発行

財政と租税

4 部門：汚染防除に従事する第三者企業は 15% 減額して企業所得税を徴収

華誠
WATSON&BAND

華誠の紹介

1995 年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は 400 名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の 1 つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は 1995 年に設立され、中国において最も早くから渉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20 年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早く ISO9001 国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の渉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠は Chambers and Partners、The Legal 500 等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市渉外コンサル機構 A クラス資質」、「上海市契約信用 A+ ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階
郵便番号：200031
電　　話：(86-21)5292-1111；(86-21) 6350-0777
ファックス：(86-21)5292-1001；(86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com
Web サイト： www.watsonband.com

北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブッロク 5C
郵便番号：100027
電　　話：(86-10) 66256025
ファックス：(86-10) 6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルピン事務所：

ハルピン市道里区西八道街 37 号馬迪尓ビル 18 階 A2 室
郵便番号：150010
電　　話：(+86)13936251391
E-mail:harbin@watsonband.com

甘粛事務所：

甘粛省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号：730000
E-mail:gansu@watsonband.com

煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室　〒：264000
電話：0535-4104160
E-mail:yantai@watsonband.com

広州事務所：

広州市天河区華夏路 30 号富力盈通ビル 3708 室
電話：020-85647039
E-mail：xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所：

鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階
電話：0371-86569881

蘇州事務所：

蘇州ハイテク産業開発区科学技術パーク学森路 9 号 5 棟 507 室
電話：0512-68431110

成都事務所：

成都市高新区区天府二街 269 号 27 棟 20 階 2001 号
電話：+86-13398190635

今期の内容

華誠の動向

華誠、『知的財産権管理』IP STARS 2023 年度ランキングに再びランクイン ……4

法律の動向

全国人民代表大会常務委員会にて民事訴訟法改正の決定等の法律が通過……5

知的財産権

国家知識産権局が「知的財産権行政保護技術調査官管理弁法」を公布……6
国家知識産権局が「地理的表示商品保護規定」について意見募集……6

会社商事

商務部が「商業フランチャイズ経営届出管理弁法」の改正について意見募集……7

インターネットセキュリティとデータコンプライアンス

情報安全標準化委が「生成型人工知能サービス安全基本要求」について意見募集……8
工業・情報化部が分野内のデータの安全リスク評価を規範化へ……8
国家インターネット情報弁公室がデータ越境流動の規範化と促進に関する規定について意見募集
……9

競争と独占禁止

市場監督管理総局が「事業者結合独占禁止コンプライアンスガイドライン」を発行…… 10

財政と租税

4 部門：汚染防除に従事する第三者企業は 15% 減額して企業所得税を徴収 …… 11

法律声明

◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。

◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。

◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠、『知的財産権管理』IP STARS 2023 年度ランキングに再びランクイン

最近、国際的に有名な知的財産権メディア『知的財産権管理』（Managing Intellectual Property、「MIP」）は 2023 年度「知的財産権の星」（IP STARS）ランキングを全て発表した。今年度、華誠は知的財産権訴訟分野におけるこれまでの専門的なサービスと優れた業績により、商標紛争と特許紛争の 2 大分野で再び中国本土の事務所のランキング入りを果たした。 華誠が同ランキングにランクインするのは 4 年連続であり、華誠の知的財産権分野における実力が再び認められた。

2023年度上榜业务领域

商标纠纷（第三梯队）
Trademark Disputes (Tier 3)

专利纠纷（值得瞩目）
Patent Disputes (Other Notable)

知的財産権業界で最も影響力のある評価機関の 1 つとして、『知的財産権管理』（MIP）は 1994 年に最初の法律リストを出版し、2013 年にその名称を IP STARS に変更し、この出版物は企業及び個人が経験豊かな知的財産権分野の法律従事者を探すために重要な参考の根拠を提供した。IP STARS の調査研究は複数の知的財産権分野と 80 以上の司法管轄区域をカバーしており、知的財産権分野における包括的かつ広く推奨されるガイドラインとなっている。

全国人民代表大会常務委員会にて民事訴訟法改正の決定等の法律が通過

9 月 4 日、第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 5 回会議の表決にて「『中華人民共和国民事訴訟法』の改正に関する決定」（以下、「決定」という）、「中華人民共和国行政不服審査法（2023 年改正）」、「中華人民共和国外国国家免除法」が通過し、いずれも 2024 年 1 月 1 日から施行する。

「決定」では、「渉外民事訴訟手続の特別規定」編に対する改正、整備を重点的に行った。具体的には次の通りである。1. 管轄の関連規定を改正し、中国の裁判所の渉外民事事件に対する管轄権を拡大した。2. 並行訴訟の一般規定、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの原則等に関する条項を追加した。3. 渉外送達の関連規定を改正した。4. 渉外民事事件の司法協力制度を整備し、域外調査・証拠収集に関する規定を増設した。5. 外国の裁判所の判決で発効したもの、承認の裁定及び執行の基本規則を整備する。「決定」ではその他の各編に対しても相応の改正を行い、例えば、旧第十五章「特別手続」に「遺産管財人指定案件」の節を追加するなどした。

中国人大網　より

国家知識産権局が「知的財産権行政保護技術調査官管理弁法」を公布

9 月 26 日、国家知識産権局は「知的財産権行政保護技術調査官管理弁法」（以下、「弁法」という）を公布し、公布日より施行した。

「弁法」では、技術調査官の位置づけ、職責、任用、権利と義務、割り当てと派遣、手続と規範、管理と監督等について規定している。「弁法」によると、技術調査官は知的財産権行政案件の処理活動において、次に掲げる職責を履行する。技術にかかる事実に対する争点及び調査範囲、順序、方法等について提案を出す。調査・証拠収集、実地調査に参加する。審尋、口頭審理に参加する。技術調査意見を出す。事件担当者が鑑定人、関連技術分野の専門家に意見を出してもらうよう手配することに協力する。事件処理に関する会議への出席等。　「弁法」ではまた、技術調査官は独立して技術調査意見を発行し、事件処理の過程で当事者の質問を受けず、事件に関わる技術にかかる事実については客観的中立を維持し、知っている情報については秘密保持の義務を負い、事件終結後に発生した行政不服審査又は行政訴訟については原則的に参加義務を負わないと指摘している。

国家知識産権局　より

国家知識産権局が「地理的表示商品保護規定」について意見募集

9 月 18 日、国家知識産権局は「地理的表示製品保護規定（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、現在、社会各界の意見を募集しており、意見のフィードバックは 11 月 2 日に締め切りとなっている。

「意見募集稿」は規定内容を 28 条から 39 条に拡充した。このうち、追加したのは 15 条、削除したのは 4 条は、実質的に条文を改正したのは 19 条、現行の法条文の内容を基本的に維持したのは 5 条である。その主な改正内容は以下の通りである。1. 上位法の根拠と部門の職責を明確にした。2. 申請者の管理の職責と生産者が標準に基づいて生産する義務を明確にした。3. 地理的表示商品の審査基準と手続を改善した。4. 地理的表示専用標識の使用許可業務モデルを最適化した。5. 地理的表示商品の保護体系を健全化し、運用促進能力を向上させる。6. 地理的表示商品の保護を強化した。

国家知識産権局　より

商務部が「商業フランチャイズ経営届出管理弁法」の改正について意見募集

9 月 21 日、商務部は「商業フランチャイズ経営届出管理弁法（改正草案意見募集稿）」（以下、「意見募集稿という）を起草し、社会から意見を募集した。

「意見募集稿」によると、今回の改正は中国の「外国公文書の認証を不要とする条約」への加入により生じる義務の履行を目的としており、現行弁法第 6 条第 10 号の「外商投資企業は『外商投資企業認可証書』を提出しなければならず、『外商投資企業認可証書』の経営範囲には『フランチャイズ経営の方式により商業活動に従事する』項目が含まれなければならない」等の内容を削除する予定である。同時に、第 6 条の最後の項に「中国が加盟し又は締結した国際条約に別段の規定がある場合を除く」を新たに加えるとともに、「又は中華人民共和国が所在国と締結した関連条約に規定された証明手続を履行する」等の内容を削除する予定である。

商務部　より

中国においての経営コンプライアンスに関する更なる法律情報をお知りになりたい場合や、経営コンプライアンスについてどんなご質問をお持ちの場合でも、どうぞ華誠にご連絡ください。多くの華誠のコンプライアンス担当弁護士が法律コンサルティングサービスを誠心誠意ご提供させていただきます。

銭軍亮
パートナー所長 , 弁護士
E-mail：Frank.qian@watsonband.com

呉月琴
パートナー , 弁護士
E-mail：Cathy.wu@watsonband.com

高　澤
パートナー , 弁護士
Email：Ze.gao@watsonband.com

インターネットセキュリティとデータコンプライアンス

情報安全標準化委が「生成型人工知能サービス安全基本要求」について意見募集

全国情報安全標準化技術委員会は 10 月 12 日、「生成型人工知能サービス安全基本要求（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を出し、一般から意見を募集している。

「意見募集稿」は生成型 AI サービスの安全面での基本的な要求を示しており、コーパスの安全、モデルの安全、安全措置、安全評価等が含まれる。その目的は「生成型人工知能サービス管理暫定弁法」を支持することにあり、関係する提供者は主管部門に生成型人工知能サービスのリリースの届出申請を提出する前に、本文書中の各要求に基づき条ごとに安全性評価を行い、かつ評価結果及び証明資料を届出時に提出しなければならない。このうち、安全性評価における評価方法については、提供者に求められる要件として、「サービスのリリース前及び重大な変更時に安全性評価を実施しなければなず、評価は自ら安全評価を実施することも、第三者評価機関に実施を委託することもできる」などの 4 点を挙げている。

全国情報セキュリティ標準化技術委員会

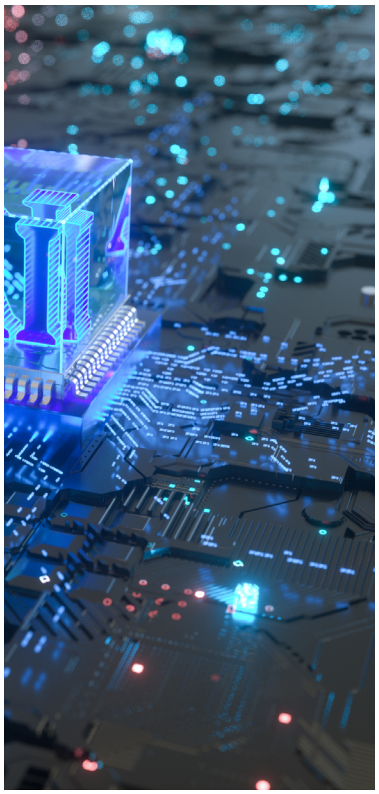

工業・情報化部が分野内のデータの安全リスク評価を規範化へ

工業・情報化部は 10 月 9 日、「工業・情報化分野のデータの安全リスク評価実施細則（試行）（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、現在、社会から意見を募集しており、意見のフィードバックは 11 月 8 日まで受け付けている。

『意見募集稿』の 17 条では、部・省の 2 級データ安全リスク評価業務体系を確定し、重要データとコアデータ処理者の評価義務を細分化し、業界主管部門が評価活動を監督管理するメカニズム・プロセスを明確にした。その主な内容は、適用範囲と管理責任、評価の対象と内容、評価メカニズムの要件、審査、監督と管理のシステム、秘密保持などのその他の要件を含む。その中で、『意見募集稿』は評価期間、再評価申請の状況、採用可能な評価方式を提出し、評価の委託、評価協力、リスクコントロールと評価報告の送信・報告などについて規定した。

工業・情報化部 より

ネットワークセキュリティとデータ保護

国家インターネット情報弁公室がデータ越境流動の規範化と促進に関する規定について意見募集

国家インターネット情報弁公室は 10 月 7 日、「データの越境流動の規範化と促進に関する規定（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」）を起草し、一般から意見を公募した。

「意見募集稿」では、国際貿易、学術協力、多国籍生産・製造、マーケティングなどの活動において生成されたデータの越境移転に、個人情報又は重要なデータが含まれていない場合、データの越境移転安全評価の申請、個人情報越境移転標準契約の締結、個人情報保護認証の通過は必要ないことが指摘されている。「意見募集稿」によれば、クロスボーダーショッピング、越境送金、航空券・ホテルの予約、ビザ手続きなど、個人を一方の当事者とする契約を締結、履行するために必要であり、国外に個人情報を提供しなければならない場合、緊急の状況下で自然人の生命・健康及び財産の安全等を保護するために、域外に個人情報を提供しなければならない場合等のいずれかの状況に該当する場合、データ越境移転安全評価の申請、個人情報越境移転標準契約の締結、個人情報保護認証の通過を必要としない。

国家インターネット情報弁公室　より

市場監督管理総局が「事業者結合独占禁止コンプライアンスガイドライン」を発行

9 月 11 日、国家市場監督管理総局は「事業者結合独占禁止コンプライアンスガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を公布した。

「ガイドライン」は、事業者が中国域内及び域外において事業者結合を実施する際の独占禁止コンプライアンス活動に適用する。また、「ガイドライン」では、事業者結合の独占禁止のコンプライアンス管理を強化することは、事業者が事業者結合の独占禁止の法的リスクを識別、評価及び管理コントロールする助けとなり、競争を排除、制限する効果を有する又は有する可能性のある事業者結合を回避し、結合の違法な実施による法的責任の負担を防止するということにも言及している。「ガイドライン」は、事業者結合の審査の主要規定、重点的コンプライアンスリスク、コンプライアンスリスクの管理、コンプライアンス管理の保障等の内容を含んでおり、その中で、「前会計年度の中国域内の売上高が 4 億元を超える事業者との合併」等の 6 種類の事業者結合に重点的に注目し、独占禁止の法的リスクを十分に評価することを提案している。

国家市場監督管理総局　より

4 部門：汚染防除に従事する第三者企業は 15% 減額して企業所得税を徴収

9 月 5 日、財政部などの 4 部門は共同で「汚染防除に従事する第三者の企業所得税政策問題に関する公告」（以下、「公告」という）を出し、施行期間は 2024 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までとした。

「通知」では、大型公演イベントは実名でのチケット購入と実名入場制度を実施し、各公演とも身分証明書 1 枚につきチケットを 1 枚のみ購入でき、チケット購入者と入場者の身分情報が一致するよう規定している。公演開催組織、公演チケット発券業務・販売プラットフォームは、消費者の個人情報保護を強化し、権限のないアクセス及び個人情報の漏洩、改ざん、紛失を防止しなければならない。同時に、「通知」では、大型公演イベントの入場券販売率をさらに高めるために、公演開催組織が市場に向けて公開販売する入場券の数は許可された観客数の 85% を下回ってはならないと指摘している。残りの 15% の入場券については、公演の 24 時間前までに個人情報の紐付けを行い、「実名バインディング、実名入場」を行わなければならない。

文化・観光部　より